

令和 4年 9月20日
沖 縄 防 衛 局

駐留軍用地特措法に基づく裁決申請等について (普天間飛行場)

- 1 沖縄県に所在する米軍施設・区域内の民公有地については、土地所有者と賃貸借契約を締結の上使用することを基本と考え、常々、合意が得られるよう努めているところですが、土地所有者から賃貸借契約の合意が得られない土地については、やむを得ず、駐留軍用地特措法に基づき使用しています。
- 2 現在、同法による裁決に基づき使用している米軍施設・区域のうち、普天間飛行場の一部土地（847名、13筆）については、令和5年8月31日に沖縄県収用委員会の裁決（平31.3.14付）で定められた使用期間が満了することとなります。
- 3 これら土地は、使用期間満了後も引き続き駐留軍の用に供する必要がありますが、その使用については、土地所有者の方々との賃貸借契約の合意が得られる見込みがないことから、当局としては、令和3年5月以降、駐留軍用地特措法に基づく使用権原取得手続を進めているところであり、本日、同法に基づき、沖縄県収用委員会に使用の裁決申請及び明渡裁決の申立てを行いました。

手続対象土地の概要

施設名	所有者（名）	筆数（筆）	面積（㎡）
普天間飛行場	847 (830)	13 (1)	13,073 (67)

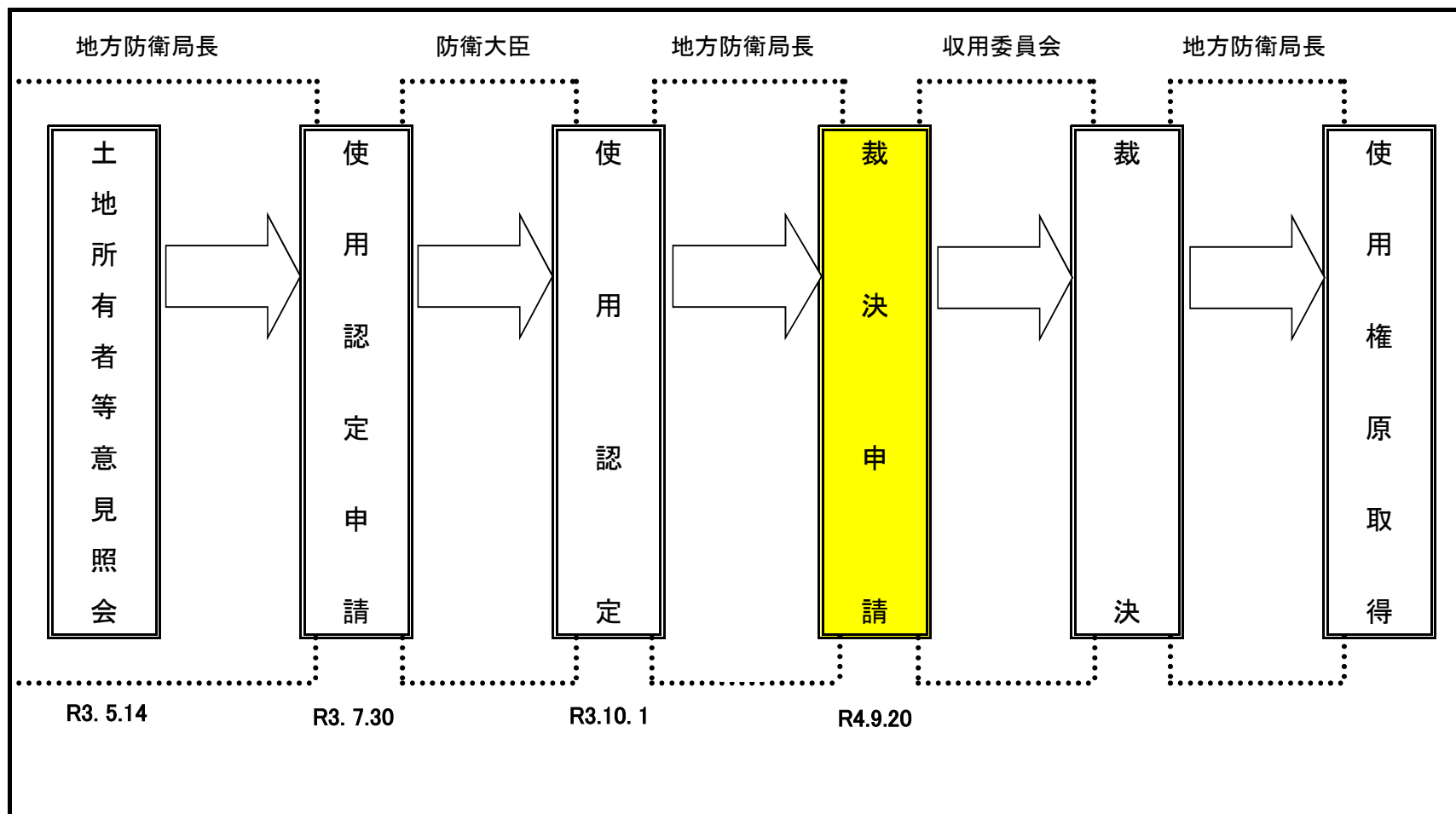
※1 面積については、1㎡未満を四捨五入により整理している。

※2 ()内は、いわゆる「一坪共有運動」が行われている土地に係るもので内数である。

- 添付資料： 1 駐留軍用地特措法手続等概略図
2 関係法令（抜粋）

連絡先：沖縄防衛局管理部施設取得第1課用地調整室
長浜 功
098-921-8131（内線481）

駐留軍用地特措法手続等概略図



日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）（抄）

【いわゆる「駐留軍用地特措法」】

（土地収用法の適用）

第十四条 第三条の規定による土地等の使用又は収用に関しては、この法律に特別の定めのある場合を除くほか、「土地等の使用又は収用」を「土地収用法第三条各号の一に掲げる事業」と、「地方防衛局長」を「起業者」と、「土地等の使用又は収用の認定」を「国土交通大臣の行う事業の認定」と、「土地等の使用又は収用の認定の告示」を「国土交通大臣の行う事業の認定の告示」とみなして、土地収用法の規定（第一条から第三条まで、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条、第十五条の十四から第二十八条まで、第三十条、第三十条の二、第三章第二節、第三章の二、第三十六条第五項、第三十六条の二第四項、第四十二条第四項から第六項まで、第五章第一節、第八章第三節、第二百五十五条第一項並びに第二項第二号、第四号及び第五号、第三百三十九条から第三百三十九条の三まで並びに第四百四十三条第五号の規定を除く。）を適用する。

2～3 略

駐留軍用地特措法第14条により適用される土地収用法（抄）

（収用又は使用の裁決の申請）

第三十九条 地方防衛局長は、土地等の使用又は収用の認定の告示があつた日から一年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

2～3 略

（収用又は使用の裁決）

第四十七条の二 略

2 略

3 明渡裁決は、地方防衛局長、土地所有者又は関係人の申立てをまつてするものとする。

4 略